

# 介護福祉士修学資金貸付制度 概要

## (1) 目的

介護福祉士養成施設に在学し、介護福祉士の資格取得後に群馬県内で介護等の業務に従事する意思を有する方に修学資金を貸し付けることにより、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

## (2) 実施主体

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行います。

## (3) 貸付対象・条件等

### ①貸付対象

- ア・群馬県内の介護福祉士養成施設に在学している方
- ・群馬県外の介護福祉士養成施設に在学している方で、かつ、群馬県内に住所を有している方
- ・群馬県外の介護福祉士養成施設に在学している方で、かつ、介護福祉士養成施設に在学することとなった年度の前年度に県内に住所を有していた方であり、かつ、介護福祉士養成施設での修学のため転居した方
- イ 介護福祉士養成施設を卒業した日から、1年以内に介護福祉士の登録を行い、群馬県内において介護等の業務に従事する意思がある方
- ウ 同種の修学資金を他から受けていない方

### ②貸付額等

下記の金額を上限として貸し付けます。

学費 月額 36,000円

国家試験受験対策費用 年度当たり40,000円（卒業年度・その前年度に限る）  
生活費加算（年齢や居住地域により異なります。詳細は別表でご確認ください。）

※入学準備金 200,000円（初回の貸付時）

※就職準備金 200,000円（最終回の貸付時）

※入学準備金・就職準備金については、生活費加算受給者に限る。

③貸付利子は無利子です。

④貸付期間は、養成施設に在学する期間を限度とします。

⑤連帯保証人が必要です。（貸付希望者が未成年の場合は2名とし、そのうち1名は法定代理人としてください。）

## (4) 貸付方法

修学資金は、県社協と貸付対象者との契約により貸し付けます。

## (5) 資金の交付

### 貸付方法

- ① 貸付契約により、貸付金は、年に4回（毎月月額3ヶ月分ごと）指定の口座に振り込みます。
- ② 入学準備金は、第1回の送金時に月額貸付金と合わせて一括して貸し付けます。
- ③ 就職準備金は、最終回の送金時に月額貸付金と合わせて一括して貸し付けます。
- ④ 国家試験受験対策費用は、平成29年度以降、介護福祉士養成校卒業見込みの者であって当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する者が対象となります。

## (6) 貸付契約の解除

県社協会長は、貸付の決定または交付を受けている者が、下記のいずれかに該当するときは、貸付けの契約を解除します。

- ① 養成施設を退学したとき
- ② 心身等の故障等のため養成施設を卒業する見込みがなくなったと認められるとき
- ③ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- ④ 死亡したとき
- ⑤ 修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき
- ⑥ その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

## (7) 貸付の休止

貸付の決定または交付を受けている修学生が養成施設を休学し、または停学の処分を受けたとき

## (8) 返還について

返還の方法は、月賦、一括のいずれか希望する方法とし、納入通知書により金融機関の窓口から納付していただきます。

- ① 返還が始まる時  
ア 退学等の理由により貸付契約が解除されたとき  
イ 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録せず、又は県内において介護等の業務に従事しなかったとき（本会が認める場合に限り、卒業年度の翌々年度の国家試験に合格した日まで返還を猶予ができる場合があります。）  
ウ 県内において介護等の業務に従事する意思がなくなったとき  
エ 介護等の業務以外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- ② 返還の期間は、貸付けを受けた期間の2.5倍に相当する期間とします。
- ③ 正当な理由が無く、期日までに貸付金の返還をしなかったときは、延滞利子の支払い義務が生じます。

## (9) 返還の猶予

申請により返還が猶予できる時

- ① 資金の貸付けを解除された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき
- ② 県内において介護等の業務に従事しているとき
- ③ 卒業後、さらに他種の養成施設等で修学しているとき（介護福祉士養成施設修学生だった者が社会福祉士養成施設で修学しているとき）
- ④ 被災、傷病、心身の故障その他特別の事情により資金の返還が困難であると認められるとき

## (10) 返還債務の免除

申請より返還債務が免除となる時

- ア 卒業後1年以内に、県内で介護等の業務に就き、引き続き5年間その業務に従事した場合（毎年、修学資金返還債務猶予申請書および在職証明を提出していただきます）

※中高年離職者（入学時点で45才以上で離職して2年以内）や過疎地勤務（勤務地の限定があります）の場合は、別に免除要件がありますので、個別に相談してください。

イ 介護等の業務上の事由により死亡し、又は心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合

返還債務の一部が免除されるとき

ア) 県内で介護等の業務に従事した場合で、その期間が貸し付けを受けた期間に相当する期間を越えたとき（審査があります）

イ) 死亡し、又は心身の障害その他特別の事情により貸し付けを受けた資金を返還することができないと認められるとき。（審査があります）

### （1 1）申請方法

① 身上調書（別記要領様式第2号）

② 申請者と生計を一にする家族全員の住民票

③ 申請者と生計を一にする家族の所得証明書

④ 介護福祉士養成施設の長が発行した推薦調書（別記要領様式第3号）

⑤ 自己推薦書（別記要領様式第4号）

自己推薦書の作成に当たっては、卒業後、中核的な介護職として就労する意欲、介護福祉士資格取得に向けた向学心等が確認できる内容を含んだものを作成すること。

⑥ 離職したことを証する書類（介護福祉士養成施設の入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものが申請する場合に限る。）

### （1 2）届出の義務

届出が必要なとき

① 修学生（卒業後も準用）または連帯保証人の住所・氏名・勤務先等に異動があったとき

② 修学生が退学、留年、休学、若しくは停学又は復学したとき

③ 就業したとき

④ 就業先を変更したとき

⑤ 死亡したとき

### （1 3）留意事項

・養成施設への就学に関し、他の公的支援制度、国庫補助事業等を活用している方は貸付の対象となりません。

・貸付の適否は必ず審査があります。審査の結果、御希望に沿えない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(別表) 生活費加算 ( (3) 貸付対象・条件等②貸付額等 関係)

(単位:円)

年 齢	級地区分					
	1 級地－ 1	1 級地－ 2	2 級地－ 1	2 級地－ 2	3 級地－ 1	3 級地－ 2
19歳 以下	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～ 40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～ 59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～ 69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70歳 以上	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

※級地区分の適用地域については、「生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）」に準ずる。

(参考) 群馬県 級地区分

2級地－1 前橋市 高崎市 桐生市

3級地－1 伊勢崎市 太田市 沼田市 館林市 渋川市 藤岡市 富岡市 安中市  
吾妻郡草津町 利根郡みなかみ町 邑楽郡大泉町

3級地－2 1級地、2級地及び3級地－1以外の市町村